

## 「県発注工事等における系列関係会社等の同一入札への参加制限について」

### のQ & A

(R4.8 技術検査課)

問1 系列関係会社等の同一入札への参加を制限する趣旨は何ですか。

答 親子会社や子会社同士は、一般的に支配・従属関係などが認められることから、他の入札参加者との間で公平性を欠いたり、談合等の問題を生じやすい等入札の適正さが阻害される恐れがあることから、公正な入札の執行を確保するため制限を加えるものです。

【参考】「建設産業の再編の促進に関する検討委員会最終報告（抜粋）」 - 平成14年4月 -  
持株会社を活用したグループ強化などの場合、複数の事業子会社が同一工事の入札に参加することによって談合等の問題を生じやすいとの指摘がある。  
持株会社の下に重複する業務を営む多数の子会社が属する形態は、経済合理性から考えにくい  
が、可能性がないとは言えず、その場合、実効ある競争の確保の観点から各発注者において競争参加に制限を加える措置が必要である。

問2 「系列関係会社等」というのはどういう関係にある会社をいうのですか。

答 次のいずれかの関係に該当する会社をいいます。

(1) 資本関係


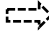
- ① 親会社と子会社（いわゆる孫会社を含みます）
- ② 親会社を同じくする子会社同士

(2) 人的関係

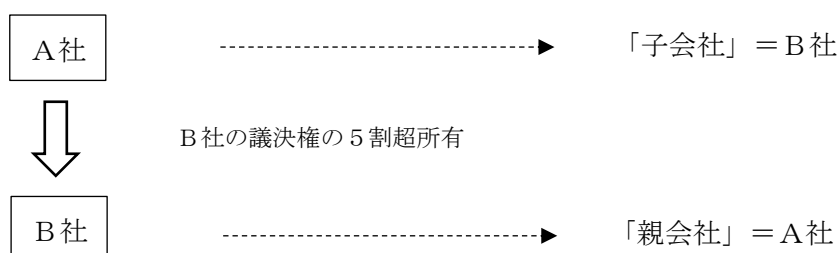
一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

問3 「資本関係」がある会社を具体的に示してください。

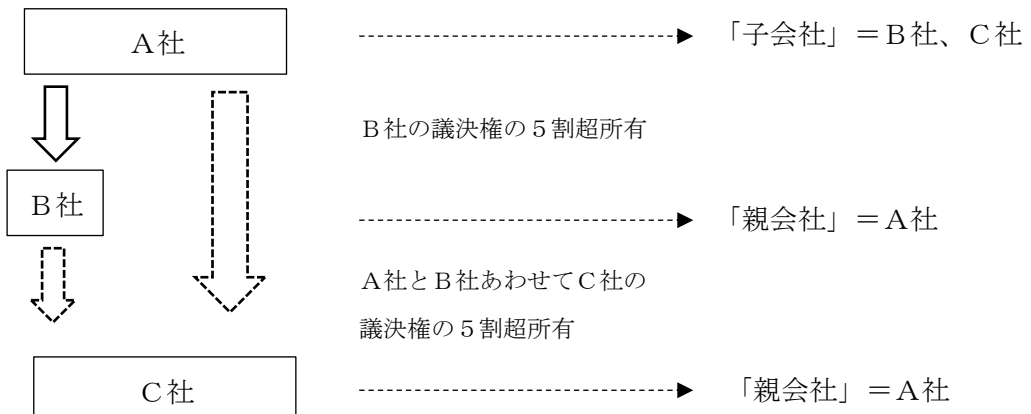
答 代表例は次のとおりです。A社、B社、C社、D社は「資本関係」に該当し、同一入札には参加できません。

〔凡例〕  議決権の過半数を所有している  
 合算すると議決権の過半数を所有している

(1) ケースⅠ（直接過半数の議決権を所有している場合）

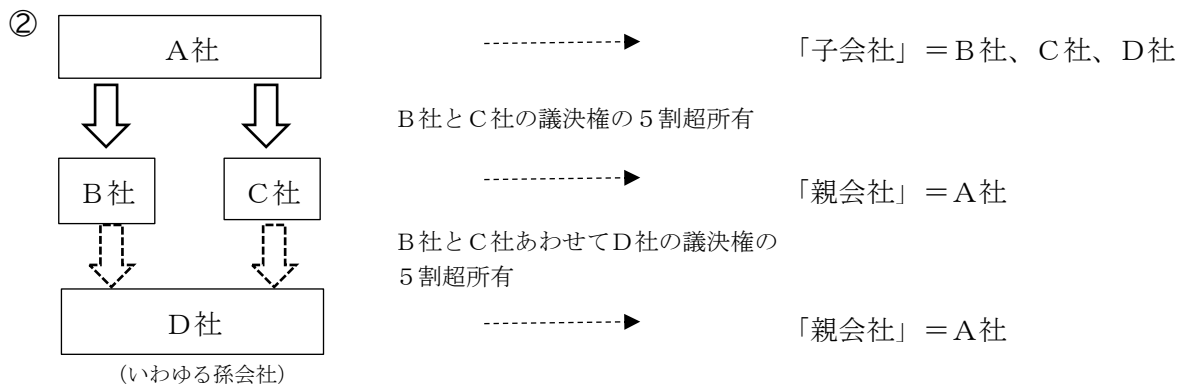
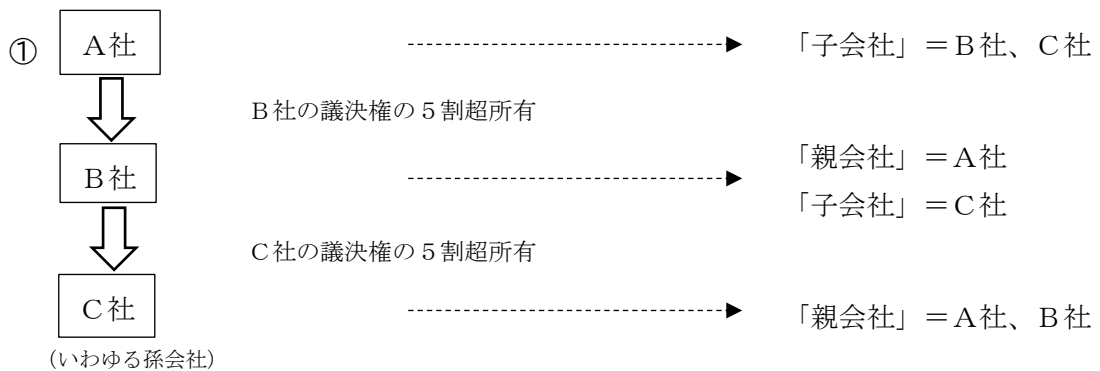


(2) ケースⅡ (合算すると議決権の過半数を所有している場合)



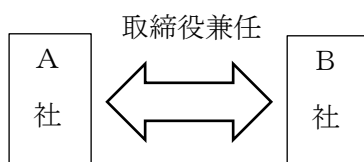
(3) ケースⅢ (子会社が議決権の過半数を所有している場合)

いわゆる「孫会社」も「子会社」と位置付けられ、同一入札には参加できません。  
また、孫会社同士の同一入札への参加もできません。



問4 「人間関係」がある会社を具体的に示してください。

答 代表例は次のとおりです。このケースのA社とB社は「人間関係」に該当し、同一入札には参加できません。



問5 「人間関係」があるとされる役員とはどの範囲の役職ですか。

【答】 会社の場合は次の役職をいいます。届出者における役職及び兼任先の両方が下記① から④に該当する場合、「人的関係」に該当します。なお、「監査役」、「委員会等設置会社における取締役（社外取締役を含む）」及び「（取締役を兼ねない）執行役員」は役員に該当しません。

- ① 代表権を有する取締役（代表取締役）
- ② 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）
- ③ 会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人
- ④ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

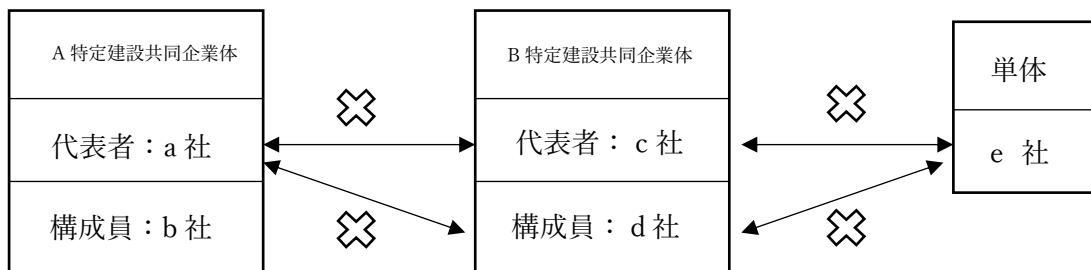
問6 更生手続や再生手続の開始の決定を受けた会社の取扱いはどうなりますか。

【答】 民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社は、他の会社との支配従属関係が存在しないと認められるため適用が除外されています。従って、系列関係会社等にはあたりません。但し、これらの会社の管財人が他の会社の役員を兼ねている場合は、人的関係があると認められることから系列関係会社等にあたります。（問5 ③に記載）

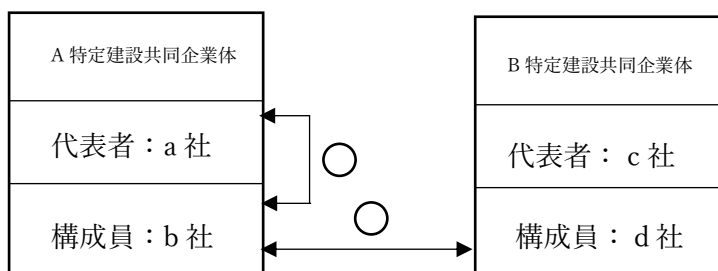
問7 特定建設工事共同企業体の場合の取扱いはどうなりますか。

【答】 下記の場合において、同一の入札への参加が認められませんが、特定建設工事共同企業体結成の際等にご留意願います。

(1) 同一の入札への参加が認められない場合（矢印で結ばれた2社が系列関係にあるとする）



(2) 同一の入札への参加が認められる場合（矢印で結ばれた2社が系列関係にあるとする）



問8 系列関係会社等に該当することとなった場合、どのような手続きをとればいいですか。

答 「業態調書」に必要事項を記入して、県庁技術検査課建設業係担当へ届け出てください。提出は持参又は郵送で行ってください。添付書類は不要です。  
新たに入札参加資格者名簿に登載を希望される方で、該当する会社等有る場合は、建設工事等入札参加資格審査申請書と併せて業態調書を提出してください。  
提出後は、系列関係会社等にあたる会社等が同一の入札に参加しないように注意してください。

問9 届け出た業態調書の内容に変更があったり、該当しなくなった場合、どのような手続きをとればいいですか。

答 変更後速やかに、問8の答と同様、「業態調書」に変更後の内容を記載して届け出てください。

問10 問8、問9の手続きは誰が行うのですか。

答 親会社、子会社、役員が兼任する複数の会社のすべてが手続きを行ってください。この場合、自社から見た相手会社の親子の位置づけは、「問3の答」欄の破線矢印先を参考にしてください。

問11 系列関係会社等に該当する2者が同一の入札に参加してしまった場合、どうなりますか。

答 県会計規則第130条第8号の「その他収支命令者があらかじめ指定した事項に違反したとき。」に該当するものとして、2者の入札を無効とします。  
但し、入札執行の完了に至るまでに系列会社であることが判明し、系列関係にある1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効となりません。  
なお、入札の条件に違反して入札に参加した系列会社等については、「入札参加資格等停止措置要領」により資格停止措置の対象とする場合があります。

問12 いつから適用されるのですか。

答 平成19年4月1日以降に入札手続きを開始する入札案件から適用します。入札公告等の記載に注意をしてください。